

# 給付金に関するお知らせ

## 定額減税しきれないと見込まれる方に対する調整給付金

ID 812352259

所得税および個人住民税で行われる定額減税で減税しきれないと見込まれる方に対して、給付金を支給します。

**対象** 令和6年1月1日に津島市に居住している方のうち、所得税および個人住民税で行われる定額減税で減税しきれないと見込まれる方。対象者には、7月下旬以降に案内通知を送付します。マイナポータル等で公金受取口座等を登録している方と、していない方とで手続きの方法が異なります。

**公金受取口座等を登録している方** 「調整給付金支給通知書」を送付します。原則申請手続きは不要で自動的に支給されます。振込先を変更する場合のみ、下記へご連絡ください。

**公金受取口座等を登録していない方** 「調整給付金支給確認書」を送付します。申請が必要となり、オンライン申請、郵送・窓口申請のいずれかの方法で10月31日(木)までに申請してください。

**問合せ** 定額減税調整給付金受付窓口・コールセンター ☎22-5571(7月1日(月)開設)

## 物価高騰支援給付金(非課税世帯・均等割のみ課税世帯)

ID 464924115

令和6年度の住民税が非課税または均等割のみ課税の世帯に、10万円の給付金および18歳以下の子ども1人あたり5万円の給付金を支給します。

市から発送した給付金の確認書が届いた世帯のほか、次に該当する世帯も給付金の対象です。

**対象** 住民税が非課税または均等割のみ課税世帯で

- ・未申告の方がいる世帯
  - ・令和6年1月2日以降に津島市へ転入した方がいる世帯
- ただし、令和5年度の物価高騰支援給付金対象世帯を除く。

**申請期限** 9月30日(月)

**問合せ** 福祉課福祉G給付金窓口・コールセンター ☎22-5538・5539(7月1日(月)開設)

## ワークショップ「Let's Art! おもいをかたちに」

ID 993843234 問合せ 社会教育課生涯学習・文化振興G ☎55-9421

横井照子生誕100年記念事業の一環として、芸術にふれるワークショップを開催します。

**場所** 児童科学館視聴覚室

**講師** 浅尾知子氏(愛知教育大学非常勤講師)

**定員** 15人(先着)

※小学2年生までは保護者同伴必須

**参加費** 無料

**申込** 7月6日(土)午前8時から

各日直前の木曜日まで、あいち電子申請システムにて受付



日程	時間	テーマ	内容	対象
8月4日(日)	午前9時30分～10時30分	いろいろな画材にふれてみよう!	いろいろな絵の具をためして、絵をかいてみよう	5歳～ 小学2年生
8月4日(日)	午前11時30分～午後0時30分	いろいろなテクニックを体験しよう!	心に浮かんだイメージをもとに、自由に表現してみよう	小学3～6年生
8月25日(日)	午前9時30分～10時30分	じっと見つめて	本物の花を観察しながら、見たままにかいてみよう	5歳～ 小学2年生
8月25日(日)	午前11時30分～午後0時30分	感じた色・かたち・ことば	作品に、思い思いのことばをそえてみよう	小学3～6年生

※当日は、汚れてもいい服装でご参加ください。

12月7日(土)開催

# 第17回愛知駅伝の 市代表選手になろう!

## ・神野大地氏監督続投・

愛知駅伝には、これまで第1回、第5回、第6回、第14回の計4度選手として出場。第14回では見事区間賞を獲得。昨年に続き愛知駅伝「津島市チーム」の監督を務めます。

### 神野大地氏プロフィール

津島市生まれ。中学校入学と同時に本格的に陸上を始め、中京大中京高校から青山学院大学に進学。大学3年生の時に箱根駅伝往路5区で区間新記録を樹立し、「3代目山の神」として駅伝ファンに親しまれる。現在、2027年開催の全日本実業団対抗駅伝を目指し、日々トレーニングに励んでいる。

津島市の  
代表として  
一緒にがんばり  
ましょう!!



神野大地監督  
(所属:M&Aベストパートナーズ)

## ・愛知駅伝とは

愛知県市町村対抗駅伝競走大会(通称:愛知駅伝)は、平成17年に開催された愛知万博のメモリアルイベントとして、毎年、愛・地球博記念公園で行われている大会です。小学生から大人までさまざまな世代の9人が津島市代表としてタスキをつなぎます。大会当日の様子は東海テレビで生放送され、県民にとっても関心の高い駅伝大会です。

【津島市最高順位:28位(平成20年度)】

## ・代表選手になるには

市では代表候補選手を募集しています。

希望者は申込書(市ホームページからもダウンロードできます)に必要事項を記入のうえ、問い合わせ先までお申し込みください(ウェブ申込可)。

### 代表選手選考方法

代表候補選手練習会、選考レース(天王川Parkマラソン)および持ちタイム等を踏まえ、選手を選考します。



## ・出場選手の条件

### 出場資格

- ・市内在住者または在勤者
- ・保護者の居住地が津島市内かつ愛知県内の学校へ在学している小・中学生、高校生
- ・他市町村居住の方のうち出身中学校が津島市内の方

### 出場選手枠

- ①小学生、②中学生、③ジュニア(15~18歳)、④一般、⑤40歳以上の5区分から計18人  
※①~④の区分は男女各2人、⑤の区分は男女問わず2人 ※補欠含む



今大会から  
津島市にお勤めの方も  
出場できるよ!  
みんな申し込みしてね!!



## ・スケジュール

7月~9月 代表候補選手練習会、

選考レース(天王川Parkマラソン)

9月中旬ごろ 選手決定 ※津島市代表選手選考委員会にて決定

11月中旬ごろ 愛知駅伝コース下見会

12月7日(土) 愛知駅伝

午後0時30分前後スタート

## ・問合せ

社会教育課東公園整備推進室スポーツ振興G ☎55-9428

1人でも多くの方に愛知駅伝の魅力を知ってもらうために、愛知駅伝についてご紹介します

## 第16回愛知駅伝出場選手インタビュー



第16回愛知駅伝に参加した方にインタビューしたよ!

Q1. 愛知駅伝に参加したきっかけを教えてください。

Q2. 愛知駅伝に参加した感想を教えてください。



かじうら やまと  
梶浦 倭さん(3区 小学生男子 1.3km代表)

A1. 小学1年生のとき、同じ小学校の6年生の人が愛知駅伝で走っているのを見て、参加したいと思いました。

A2. 愛知駅伝当日はとても緊張しましたが、メンバーと毎週一緒に練習したり現地地下見会に行ったりしてみんなと仲良くなれ、とても良い経験ができました。



とば きょうへい  
鳥羽恭平さん(2区 ジュニア男子 4.8km代表)

A1. 一番最初に参加したのは小学6年生で、担当の先生に誘われて参加しました。そのときに走るのが楽しいと感じたので、それ以降も参加しています。

A2. 色々な世代の人たちとひとつのチームになって駅伝をするのはすごく楽しいし、普段は部活でのチームメイトも愛知駅伝ではライバルになることもあり、いつもと違った空気感を味わえることも楽しいと感じました。



すぎわら みさき  
相村美彩さん(6区 一般女子 3.6km代表)

A1. 「愛知駅伝に出たい!」と以前から思っていたが、練習をしていなかったため申し込みをためらっていたところ、知人から「一緒に参加しよう!」と声をかけてもらい参加することにしました。

A2. 練習会から参加してメンバーとも仲良くなり、雰囲気も良くみんなで楽しく大会に挑め、神野監督から直接指導を受けられる貴重な経験もでき参加してよかったと思いました。



▲第16回の代表チーム



▲第16回のレースの様子

### 「コーチからのメッセージ」

去年から練習を見ているのですが、津島市チームは小学生から大人の方まで、とても仲が良いチームです!  
大好きな津島市のために精一杯頑張ります!  
最強のチームワークで頑張しましょう!

いちかわ さえ  
市川紗衣コーチ

(所属:株式会社 MI LINK)  
三重県四日市市生まれ 至学館大学出身





# 国民健康保険に加入している方へ

問合せ 保険年金課国民健康保険G ☎24-1113

## 令和6年度国民健康保険税納税通知書(第1～第8期)を7月中旬に発送

世帯主あてに国民健康保険税の納税通知書または決定通知書を送付します。前年中の所得、世帯内の国民健康保険加入者数および加入月数を基に年税額を決定したものです。世帯主が加入していなくても、世帯の中に加齢者がいれば、世帯主あてに送付します。

### 特別徴収について

次のすべてに該当する方は、特別徴収(年金から天引き)による納付方法となります。

- ・世帯主が国民健康保険に加入している
- ・世帯内の国民健康保険加入者全員が65歳以上75歳未満である
- ・年金の年額が18万円以上で、国民健康保険税と介護保険料の合計額が年金額の2分の1を超えない

特別徴収による納付方法を希望しない方は、申請により口座振替による納付方法への変更ができます。

**持ち物** 被保険者証、口座振替を希望する金融機関の通帳および届出印またはキャッシュカード

### 減免制度について

次のような事情で国民健康保険税を納めることが困難な世帯の方は、申請により国民健康保険税の一部または全部を減免します。

- ①災害により居住する家屋が被害を受けた場合
- ②世帯主および国民健康保険加入者の所得が劇的に減少する見込みの場合など

詳しくは、7月中旬送付の国民健康保険税納税通知書に同封する書類をご覧のうえ、ご相談ください。

### 非自発的失業者の軽減制度について

65歳未満の方が倒産・解雇・雇止めなどの理由で失業した場合は、申請により国民健康保険税を軽減します。

**持ち物** 被保険者証、雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知、個人番号が分かるもの

### 保険税納付は口座振替で

口座振替は一度の手続きで済み、金融機関等に納めに行く必要がないため大変便利です。

市役所窓口では、キャッシュカードがあれば、その場で申し込みが完了します。

### 高齢受給者証をお持ちの方へ

70～74歳の国民健康保険加入者に交付している高齢受給者証の有効期限が7月31日で切れますので、8月以降に使用する新しい高齢受給者証を7月下旬に発送します。

高齢受給者証は、医療機関での自己負担割合を示すものです。受診するときは被保険者証と一緒に窓口で提示してください。

なお、自己負担割合は、令和6年度の市・県民税課税所得金額により決定しているため、所得の増減などにより変更となる場合があります。

有効期限が切れた高齢受給者証は、個人情報を読み取れないように裁断して破棄するか、問い合わせ先へ返却してください。

愛知県国民健康保険高齢受給者証	
記号・番号	
世帯主 住所	
氏名	見本
氏名	
生年月日	
一部負担金の割合	
発効期日	
保険者番号並びに交付者の名称及び印	230094 津島市
	電話番号<0567>24-1113





# 国民年金保険料の免除制度および猶予制度

問合せ 保険年金課医療・年金G ☎24-1114

国民年金は、所得の減少や失業等で経済的に納付が困難な場合、本人・世帯主・配偶者（納付猶予は、本人と配偶者）の前年所得が一定額以下の場合には申請により、保険料の納付が免除等になります。

**手続き** 免除周期 毎年7月～翌年6月  
受付 令和6年度分…7月から  
過去2年間遡及の場合…随時

**持ち物**

- 基礎年金番号通知書または年金手帳
- 令和4年12月31日以降に退職された方は、離職票または雇用保険受給資格者証（1年以上遡及の場合別途必要の場合有）

## その他

※免除制度は、毎年申請が必要ですが、ただし、継続申請希望者で前年に引き続き全額免除・納付猶予に該当した方は申請の必要はありません。

## 免除・納付猶予の対象となる所得の目安

※所得の種類や控除額などによって、免除に該当しない場合もありますのでご了承ください。

区分	所得の基準
全額免除	(扶養親族等の数+1)×35万円+32万円
4分の3免除	88万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
半額免除	128万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
4分の1免除	168万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
納付猶予	(扶養親族等の数+1)×35万円+32万円

区分	月額保険料	受給資格期間	受け取る年金額の割合		追納期間
			H21.4以降	H21.3以前	
全額免除	0円	算入されます	8分の4	6分の2	10年以内 ※3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。
4分の3免除	4,250円		8分の5	6分の3	
半額免除	8,490円		8分の6	6分の4	
4分の1免除	12,740円		8分の7	6分の5	
納付猶予(50歳未満)	0円		0		

## 保険料免除・保険料納付猶予制度

※4分の3・半額・4分の1免除に該当した場合、その納付部分を納めないと未納期間になります。

## ひきこもり家族教室

問合せ あいち福祉振興会 ☎74-2925

ご家族のひきこもりのことで悩んでいませんか？ひきこもりのメカニズムを正しく理解し、より効果的なコミュニケーションや問題解決の技法を学ぶことができます。

**日時・内容** 右記のとおり

**時間** 午前10時15分～11時50分(全日程)

**場所** あいち福祉振興会あま事務所(蟹江町)

**対象** ひきこもりの方のご家族

**定員** 6家族(1家族2人まで)

**参加費** 無料

**申込** 開催日前日午後5時までに問い合わせ先へ。



日程	内容
7月6日(土)	ひきこもる人と共に生きていくために
7月27日(土)	問題行動の理解
8月17日(土)	暴力的行動の予防
9月7日(土)	家族自身の生活を豊かにする/安心できる関係づくり
9月28日(土)	ポジティブなコミュニケーションスキルの獲得
10月19日(土)	上手にほめて望ましい行動を増やす
11月9日(土)	先回りをやめ、望ましくない行動を減らす
11月30日(土)	相談機関の利用を上手に勧める

# 後期高齢者医療被保険者証の 更新について



問合せ 保険年金課医療・年金G ☎24-1114

現在お持ちの被保険者証の有効期限は、7月31日(水)です。8月1日(木)から使用できる新しい被保険者証は、7月中旬から下旬にかけて簡易書留郵便で発送します。転送不要郵便のため、転送の手続きを取られている場合は、転送先へお届けできないためご注意ください。あらかじめ保険年金課において送付先の変更の申し出があれば、その送付先に簡易書留郵便で発送することができます。ご希望の方は申請手続きをお願いします。

被保険者証の色は、**橙色**から**若草色**に変わります。

保険料に未納がある方については、納付相談を行い被保険者証の交付をします。

## 年間の保険料額を通知します

後期高齢者保険料額決定通知書は、7月中旬に郵送を予定しています。普通徴収の方には納付書を同封しますので、各金融機関やコンビニ等でお支払いください。



▲8月から使用できる新しい**若草色**の被保険者証(見本)

## 後期高齢者医療コールセンターの開設について

愛知県後期高齢者医療広域連合では、後期高齢者医療の保険料の算定方法や保険証の負担割合等についてのコールセンターを開設しています。

### 開設期間

令和7年3月31日(月)まで(土・日曜日、祝日、年末年始は閉鎖)  
ただし繁忙期の7月13日(土)～8月31日(土)は土・日曜日、祝日も開設

時間 午前8時45分～午後5時15分

☎0570-011-558

※通話料がかかるためご注意ください。

## 生涯学習センターを利用してみませんか?



この施設は、生涯学習の場として研修会や会議など人数に合わせて利用できる会議室と日本間を設け、さらに講演会などに利用いただける小ホールもあります。また、健康づくりのためのスポーツ活動の場として、バレーボール、バドミントン、バスケットボール、卓球などが楽しめる体育室やテニス、サッカー、ソフトボール、グラウンドゴルフなどの競技が行える庭球場や屋外運動場があります。

町内会の会合から企業の会議、商談、各種相談会の会場や、家族、同好会などのレクリエーションに活用ください。

所在地 莪原町字椋木5番地

利用時間 午前9時～午後9時30分

休館日 月曜日(祝日の場合は開館)、年末年始(12月29日～1月3日)

受付時間 午前9時～午後4時45分

その他 利用申込、使用料などの詳細は、市ホームページまたは下記へお問い合わせください。

### 生涯学習センターオムニコートおよび屋外運動場工事のお知らせ

リニューアル工事のため、8月から10月ごろまで生涯学習センターのオムニコートと屋外運動場が利用できなくなります。

利用再開日が決まりましたら市ホームページでお知らせします。

ご不便をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。

問合せ 生涯学習センター ☎24-1187



# 介護保険のお知らせ

問合せ 高齢介護課介護保険G  
☎24-1117



## 介護保険料特別徴収(年金天引き)納付額の平準化を行います

### 平準化とは

介護保険料の特別徴収(年金天引き)は、4月・6月・8月を「仮徴収」、10月・12月・2月を「本徴収」として納めていただいています。

仮徴収の金額は、原則として前年度の2月の徴収額と同額が天引きされますが、収入の変動や介護保険料の改定などにより、仮徴収額と本徴収額に大きな差が生じる場合があります。そこで、年間を通してできるだけ均等な額になるよう8月以降の徴収額を調整し、平準化を行います。

※平準化により、介護保険料の年額が変わるものではありません。

**対象** 特別徴収の方で、「仮徴収の額」と「本徴収の額」に大きな差が生じることが想定される方

※対象の方へは、変更金額を記載した通知書を7月上旬に送付します。

※仮徴収額と本徴収額の差が少ない方は対象となりません。

※平準化の実施にあたり、個人での手続きは必要ありません。

## 介護保険負担限度額認定証の更新

ショートステイや介護保険施設を利用する場合の食費と居住費(滞在費)は、申請により利用者負担が軽減されます。**負担限度額認定証(若草色)**をお持ちの方が引き続き軽減を受けるには、毎年8月末までに申請が必要です。

現在負担限度額認定を受けている方には、7月上旬以降に更新申請書を送付します。減額の適用開始期間は8月1日からとなります。申請が遅れると減額を受けられない月が発生する場合がありますので、必ず期間内に手続きをお願いします。

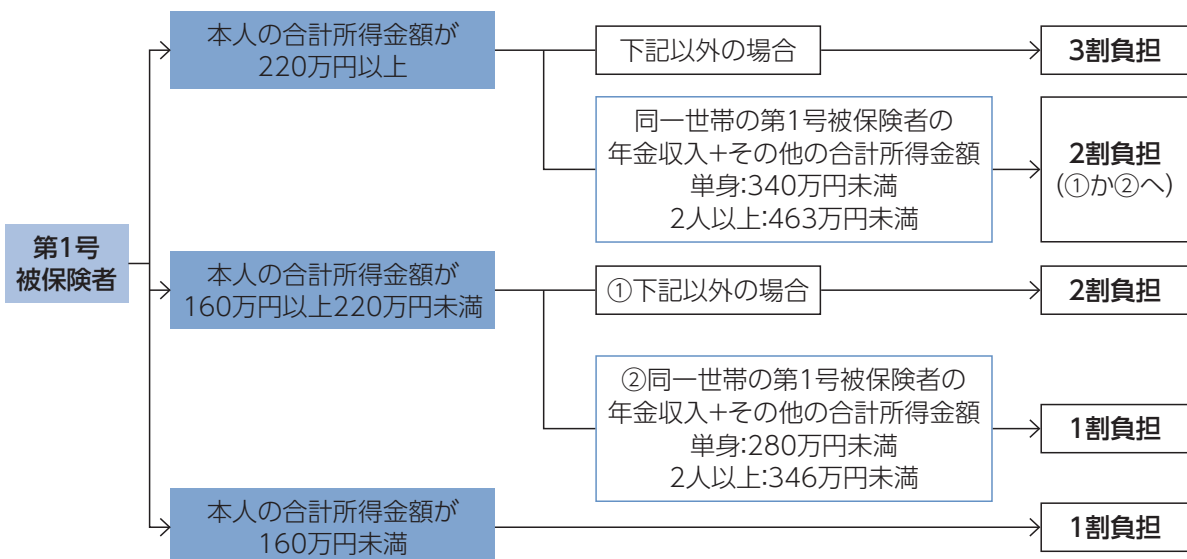
※ただし、申請をしても受給要件に該当しなくなった場合は、負担軽減を受けることができなくなります。

**受付** 7月1日(月)～8月30日(金)に問い合わせ先へ。

## 介護保険負担割合証の送付

現在、お持ちの負担割合証(さくら色)の有効期限は7月31日です。8月1日から適用される負担割合証は7月中旬に送付します。ご自身の負担割合については、「介護保険負担割合証」でご確認ください。

### 負担割合判定フロー



※第2号被保険者、市民税非課税者、生活保護受給者は上記に関わらず1割負担。